

桐生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案） の骨子について

保健福祉部 子育て支援課

教育部 学校教育課 教育支援室

1 条例（案）の骨子

平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が国会で成立し、平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援を総合的に推進するための新しい制度が開始されます。新制度において、施設・事業が地域型給付の対象となるために満たさねばならない基準を、新たに条例で定める必要があります。本条例（案）は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。）第 34 条の 16 第 2 項における厚生労働省令で定める基準に基づくものです。

2 地域型保育施設（家庭的保育事業等）

地域型保育施設	①家庭的保育事業	<ul style="list-style-type: none">・家庭的な雰囲気、少人数を対象にきめ細かな保育を実施・少人数（現行は家庭的保育者 1 人につき、子ども 3 人） ※補助者がいる場合は子ども 5 人まで <ul style="list-style-type: none">・家庭的保育者の居宅等様々なスペース・0～2 歳の子どもが対象
	②小規模保育事業 （A 型・B 型・C 型）	<ul style="list-style-type: none">・小規模な家庭的保育に近い雰囲気、きめ細かな保育を実施・6～19 人まで・多様なスペース・0～2 歳の子どもが対象
	③居宅訪問型保育事業	<ul style="list-style-type: none">・住み慣れた居宅で 1 対 1 を基本とし、きめ細かな保育を実施・1 対 1 が基本・利用する保護者・子どもの居宅・0～2 歳の子どもが対象
	④事業所内保育事業	<ul style="list-style-type: none">・企業が主に従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施・様々（数人～数十人程度）・事業所その他様々なスペース・保育所型事業所内保育事業（利用定員 20 人以上）と小規模型事業所内保育事業（利用定員 19 人以下）に分けられる

3 桐生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）の骨子の概要

家庭的保育事業者等の一般原則

- ・家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- ・家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- ・家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- ・家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- ・家庭的保育事業所等それぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。（居宅訪問型保育事業は除く）
- ・家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。（居宅訪問型保育事業は除く）

家庭的保育事業等の共通事項

項目	条例（案）の骨子
連携施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携施設の設定が必要（経過措置あり） ※居宅訪問型保育事業は除く [連携の内容] ・ 保育内容の支援 集団保育の体験、相談・助言、代替保育・卒園後の受皿
一般的要件及び資質、職員の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員は健全な心身、豊かな人間性と倫理観を備え、必要な知識及び技能の修得向上に努める。 ・ 他の社会福祉施設をあわせて設置するときは保育に直接従事する職員以外は兼ねることは可。 ・ 嘱託医及び調理員を置かなければならない。（居宅訪問型保育事業は除く）
非常災害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回実施すること。 <p>※居宅訪問型保育事業においては除外項目あり</p>
利用者との関わり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国籍、信条、社会的身分、費用負担等で差別的取り扱いをしてはならない。 ・ 心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 虐待及び懲戒に係る権限乱用の禁止
衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じなければならない。 ※居宅訪問型保育事業においては除外項目あり
食事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 献立は変化に富み健全発育に必要な栄養量を含有し、身体的状況及び思考を考慮したもの。 ・ 調理業務の全部委託可。搬入施設からの運搬可。調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 ※居宅訪問型保育事業においては除外項目あり
健康診断	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用開始時の健康診断、定期健康診断の実施。職員の健康診断について、特に乳幼児の食事を調理するものは、綿密な注意を払うこと。 ※居宅訪問型保育事業においては除外項目あり
重要事項の関する規程	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の目的及び運営方針・提供する保育の内容・職員の職種、員数及び職務の内容・保育の提供を行う日・乳児、幼児の区分ごとの利用定員・利用の開始、終了に関する事・緊急時災害対策・虐待防止・その他運営に関する事
帳簿・秘密保持・苦情	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員、財産、収支、及び乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備 ・ 正当な理由なく、知りえた秘密を漏らしてはならない。 ・ 苦情に対し、迅速かつ適切に対応する為に必要な措置を講じると共に、市町村からの指導助言に必要な改善を行わなければならない。

①家庭的保育事業

項目		条例（案）の骨子
利用定員		・ 定員5名以下（0～2歳児）
保育従事者		・ 家庭的保育者（市長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者） ・ 家庭的保育補助者（市長が行う研修を修了した者）
職員数		・ 乳幼児3人につき1人 ※家庭的保育補助者を置く場合には、5人につき2人
設備・面積	保育室等	・ 保育を行う専用の部屋（部屋の面積自体は9.9㎡以上必要） ※3人を超えて保育を行う場合は、乳幼児1人につき3.3㎡を加えた面積であること ・ 便所を備える
	屋外遊戯場	・ 同一敷地内に幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近の代替地可）※満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上
給食	方法	・ 自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。
	設備	・ 調理設備
	職員	・ 調理員 ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。 ※保育を行う乳幼児が3人以下の場合は、家庭的保育補助者で対応可。
耐火基準等		・ 火災報知機・消火器の設置 ・ 消火訓練・避難訓練の定期実施
保育時間		・ 1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。
保育の内容		・ 保育所保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供、及び保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得る。

②小規模保育事業（小規模保育事業A型）

項目		条例（案）の骨子
利用定員		・定員6～19名（0～2歳児）
保育従事者		・保育士（保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウントできる。）
職員数		・乳児 3人につき1人、満1歳以上満3歳に満たない幼児 6人につき1人 ※特例地域型保育給付の対象：満3歳以上満4歳に満たない幼児 20人につき1人、満4歳以上の幼児 30人につき1人の職員数とする。
設備・面積	保育室等	・満2歳未満 乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡以上 ・満2歳以上 保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡以上 ・保育に必要な用具、便所を備える。
	屋外遊戯場	・屋外遊戯場（付近の代替地可） ※満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上
給食	方法	・自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可能。
	設備	・調理設備
	職員	・調理員 ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。
耐火基準等		・建築基準法の上乗せ規制あり。 ※保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。 （注）追加的事項 ①消火器等の消火器具、②非常警報器具、③保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備など
保育時間		・1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。
保育の内容		・保育所保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供、及び保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得る。

②小規模保育事業（小規模保育事業B型）

項目		条例（案）の骨子
利用定員		・定員6～19名（0～2歳児）
保育従事者		・保育士及び保育に従事する職員（市長が行う研修を修了した者） ※保育士割合は1/2以上（保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウントできる。）
職員数		・乳児 3人につき1人 ・満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ※特例地域型保育給付の対象：満3歳以上満4歳に満たない児童 20人につき1人、満4歳以上の児童 30人につき1人の職員数とする。
設備・面積	保育室等	・満2歳未満 乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡以上 ・満2歳以上 保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡以上 ・保育に必要な用具、便所を備える。
	屋外遊戯場	・屋外遊戯場（付近の代替地可） ※満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上
給食	方法	・自園調理（調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。）
	設備	・調理設備
	職員	・調理員 ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。
耐火基準等		・建築基準法の上乗せ規制あり。 ※保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。 （注）追加的事項 ①消火器等の消火器具、②非常警報器具、③保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備など
保育時間		・1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。
保育の内容		・保育所保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供、及び保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得る。

②小規模保育事業（小規模保育事業C型）

項目		条例（案）の骨子
利用定員		・定員6～10名（0～2歳児） ※5年間の経過措置あり（定員6～15名）
保育従事者		・家庭的保育者（市長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者） ・家庭的保育補助者（市長が行う研修を修了した者）
職員数		・乳幼児 3人につき1人 ※家庭的保育補助者を置く場合には、5人につき2人
設備・面積	保育室等	・満2歳未満 乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡以上 ・満2歳以上 保育室又は遊戯室 1人につき3.3㎡以上 ・保育に必要な用具、便所を備える。
	屋外遊戯場	・屋外遊戯場（付近の代替地可） ※満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上
給食	方法	・自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。
	設備	・調理設備
	職員	・調理員 ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。
耐火基準等		・建築基準法の上乗せ規制あり。 ※保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。 （注）追加的事項 ①消火器等の消火器具、②非常警報器具、③保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備
保育時間		・1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。
保育の内容		・保育所保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供、及び保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得る。

③居宅訪問型保育事業

項目	条例（案）の骨子
事業の内容	・ 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育など
保育従事者	・ 家庭的保育者（必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市が認める者）
職員数	・ 乳幼児 1 人につき 1 人
居宅訪問型保育連携施設	・ 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児については、障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設、その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない。
保育時間	・ 1 日 8 時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。
保育の内容	・ 保育所保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供、及び保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得る。

④事業所内保育事業（保育所型事業所内保育事業）

項目		条例（案）の骨子
利用定員		・ 20人以上
保育従事者		・ 保育士（保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウントできる。）
職員数		<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児 3人につき1人 ・ 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ※特例地域型保育給付の対象：満3歳以上満4歳に満たない児童 20人につき1人、満4歳以上の児童 30人につき1人の職員数とする。
設備・面積	保育室等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満2歳未満 乳児室は1人につき1.65㎡以上、ほふく室は3.3㎡以上 ・ 満2歳以上 保育室又は遊戯室は1人につき1.98㎡ ・ 保育に必要な用具、便所を備える。
	屋外遊戯場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外遊戯場（付近の代替地可） ※満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上
給食	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。
	設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調理室 ※保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に付属して設置する炊事場を含む
	職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調理員 ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。
耐火基準等		<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法の上乗せ規制あり。 ※保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。 （注）追加的事項 ①消火器等の消火器具、②非常警報器具、③保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備
連携施設に関する特例		・ 連携施設を確保しないことができる。

④事業所内保育事業（小規模型事業所内保育事業）

項目		条例（案）の骨子
利用定員		・ 19人以下
保育従事者		・ 保育士及び保育従事者（市長が行う研修を修了した者） ※保育士の割合は1/2以上（保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウントできる。）
職員数		・ 乳児 3人につき1人 ・ 満1歳以上満3歳に満たない幼児 6人につき1人 ※上記により算定した職員数に1人追加配置する。 ※特例地域型保育給付の対象：満3歳以上満4歳に満たない児童 20人につき1人、満4歳以上の児童 30人につき1人の職員数とする。
設備・面積	保育室等	・ 満2歳未満 乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡以上 ・ 満2歳以上 保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡以上 ・ 保育に必要な用具、便所を備える。
	屋外遊戯場	・ 屋外遊戯場（付近の代替地可） ※満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上
給食	方法	・ 自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。
	設備	・ 調理設備
	職員	・ 調理員 ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。
耐火基準等		・ 建築基準法の上乗せ規制あり。 ※保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。 （注）追加的事項 ①消火器等の消火器具、②非常警報器具、③保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備
保育時間		・ 1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。

保育の内容	・ 保育所保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供、及び保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得る。
-------	--

事業所内保育事業 地域枠の定員設定

利用定員数	その他の乳児又は幼児の数 (地域枠の定員)
1人以上5人以下	1人
6人以上7人以下	2人
8人以上10人以下	3人
11人以上15人以下	4人
16人以上20人以下	5人
21人以上25人以下	6人
26人以上30人以下	7人
31人以上40人以下	10人
41人以上50人以下	12人
51人以上60人以下	15人
61人以上70人以下	20人
71人以上	20人

4 条例制定までのスケジュール

- (1) 意見提出手続（パブリックコメント）の実施（平成26年6月23日から7月22日まで）
- (2) 平成26年9月議会に上程 ※平成26年8月頃
- (3) 平成26年9月議会で議決・制定

以上